

# 調査はどのように行われるの？

なるほど♪



## ✓ 調査の期日

令和3年6月1日現在

で行います。

## ✓ 法的根拠

経済センサス活動調査は、「統計法」という法律に基づく基幹統計調査として実施します。

(※右下「統計法に基づく調査」も併せてご覧ください。)

## ✓ 調査の対象

全国すべての事業所・企業が対象となります。

## ✓ 主な調査事項

### 〈基礎項目〉

名称及び電話番号、所在地、経営組織、従業員数、主な事業の内容など

### 〈経理項目〉

資本金等の額及び外国資本比率、売上(収入)金額、費用総額及び費用項目、事業別売上(収入)金額など

## 「事業所」とは？

この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が、

- 1 単一の経営主体のもと(グループ企業は含めません)で、
- 2 一定の場所を占めて、
- 3 従業員と設備を有し、
- 4 継続的に行われているものをいいます。

場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。

管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

※従業員と設備を有し、一定の場所・区画を占めて事業・活動が継続的に行われていれば、ここに例示したもの以外であっても、事業所に含めます。

## 「事業所」の例



本所・本社・本店



支所・支社・支店



営業所



工場



従業員のいる倉庫



管理人のいる寮



配送センター



研究所



社員研修センター



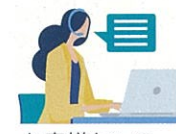
車両整備所



資料館



開発センター



お客様センター



個人教授所  
(生け花、茶道など)

など